

鳩山町議会議長交際費の支出基準に係る内規

(平成15年4月3日決裁)

I 区分

1 慶弔等に関するもの

- (1) 慶事については、社会通念上妥当と認められる範囲で、その都度決定する。
- (2) 弔慰については、鳩山町弔意規程に準じ別表に定める者とする。
- (3) 上記以外で、交際上、議長が特に支出することが必要であると認めるもの。

2 会費等に関するもの

- (1) 1万円、5千円、3千円を標準額に、社会通念上妥当と認められる範囲で、個別に判断する。なお、各種団体の会議等に関する会費等は、1万円を限度とする。ただし、額が明示されていないものは、その額とする。

3 賛助・協賛に関するもの

- (1) 1万円、5千円、3千円を標準額に、社会通念上妥当と認められる範囲で、個別に判断する。なお、2万円を限度とする。ただし、紙誌上掲載等に係る賛助・協賛金については、その額とする。

4 渉外・接遇に関するもの

- (1) 社会通念上妥当と認められる範囲で、その都度決定する。

II その他

上記以外の場合で、交際上、議長が特に支出する必要があると認めるものについては、社会通念上妥当と認められる範囲で支出できるものとする。

別 表

区 分		弔慰金 (香典)	弔慰品 (花環等)	摘 要
議会議員	現	本人	10,000円	○
		配偶者	10,000円	○
		父母・子	10,000円	○
	元	本人	10,000円	—
町四役 議会事務局職員	現	本人	10,000円	○
		配偶者	10,000円	○
		父母・子	10,000円	○
その他特に議長が認めた者		その都度決定する		